

香美市告示第204号

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に香美市が発注する物品の売買、製造の請負、役務の提供、その他の契約（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定により、次のとおり定める。

令和7年12月1日

香美市長 依光 晃一郎

1 入札参加資格者

入札参加資格者は、資格審査を受け、香美市物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 入札参加資格の有効期間

- (1) 入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、次項第3号アに規定する期限後に行われる資格審査の申請に係る入札参加資格の有効期間は、登録日から令和10年3月31日までとする。

3 資格審査

(1) 審査基準日

ア 第2項第1号の入札参加資格に係る資格審査は、令和8年1月1日を審査基準日として実施する。

イ 第2項第2号の入札参加資格に係る資格審査は、申請を行う月の前月の初日を審査基準日として実施する。

(2) 資格審査は、香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和5年香美市規則第32号）第3条に規定する電子情報処理組織であつて資格審査に係るもの（以下「香美市入札資格申請ポータルサイト」という。）を使用する方法により行うものとする。

(3) 資格審査の申請をする者は、次のア又はイのいずれかに該当する期限までに、申請を行わなければならない。

ア 同項第1号アの資格審査の申請をする者にあつては、令和8年1月5日から令和8年2月28日まで

イ 同項第1号イの資格審査の申請をする者にあつては、令和8年4月1日から令和10年2月20日まで

(4) 次のアからクまでのいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

ア 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者

イ 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

ウ 第3項第1号の審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者（ただし、資格審査の申請日までに完納した場合は、この限りでない。）

エ 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っている申告、新規事業者で特別徴収義務者として特別徴収を今後行う誓約、又は特別徴収義務者となった場合は特別徴収を行う誓約のいずれをも行わない者（ただし、香美市外に本社を有する者は、この限りでない。）

オ 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されているもの

カ 破産者で復権を得ないもの

キ 同号ウ及びエに掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者

ク 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当する者

(5) 第2項第2号に規定する登録日は、前3号イの申請をしようとする月の20日までにその申請があったときは、その申請があった月の翌月の初日とする。

4 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査の結果は、香美市入札資格申請ポータルサイトにより資格審査の申請をする者に通知するとともに、資格者名簿を閲覧に供する方法等により公表する。

5 申請内容の変更の届出

資格審査の申請をする者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があったときは、直ちに香美市入札資格申請ポータルサイトにより変更事項を届け出なければならない。

6 入札参加資格の取消し

香美市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 資格審査の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(2) 入札参加資格を辞退したとき。

(3) 第3項第4号オからクまでのいずれかに該当することとなったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。
(香美市物品・業務等一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要綱の廃止)
- 2 香美市物品・業務等一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要綱(平成29年香美市告示第138号)は、廃止する。
(廃止)
- 3 この告示は、令和10年3月31日限り、廃止する。